

(11) 法第 34 条第 14 号関係

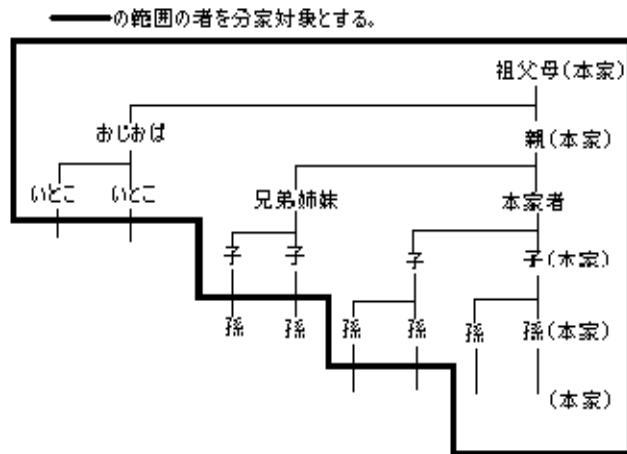
申請地の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められるもので、市長があらかじめ開発審査会の議を経たもの。

ア 既存集落における分家住宅

申請者の本家たる世帯が、線引き前から所有している土地で本家が存する地域内又は近隣の既存集落内若しくはその周辺の地域において建築するものであって、次の要件を満たすもの。

- (ア) 原則として、市街化区域内に他に適当な土地を所有していないこと。
- (イ) 本家たる世帯が市街化調整区域内にあること。ただし、申請地と本家たる世帯が市街化調整区域の決定又は拡大の際に市街化区域と市街化調整区域に分断された場合であって、申請地と本家たる世帯が同一既存集落内にある場合はこの限りでない。
- (ウ) 分家するに当たって結婚による独立等の合理的理由があること。
- (エ) 申請者又はその配偶者が本家たる世帯に属する者から 3 親等以内の者であり、かつ、本家たる世帯に属する者又は属していた者であること。

分家住宅に係る許可該当者系統図



※以下上記にならい、本家者の孫世帯までを対象者とする。